

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010那第51号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年8月31日 17時35分ごろ	
発生場所	沖縄県名護市 ^{うんてん} 運天港 名護市 ^{あう} 奥武島三角点から真方位254° 1,470m付近 （概位 北緯26° 38.2′ 東経128° 01.3′）	
事故等調査の経過	平成22年8月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 ^{かいほう} 第七海宝丸、915トン 船舶番号、船舶所有者等 133748、沖縄砂利採取事業協同組合 乗組員等に関する情報 船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	右舷船底塗料剥離	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、船首約4.0m、船尾約5.0mの喫水で、台風から避難するため運天港にて両舷錨鎖7節を繰り出して錨泊中、西からの暴風に船体が圧流され、平成22年8月31日17時35分ごろ、 ^{やがし} 屋我地島南岸沖の浅瀬に乗り揚げた。 本船は、自力で離礁して目的地に向かった。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風力 11（最大瞬間風速46.8m/s）、視程 約0.6km 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期 大雨警報、暴風警報、波浪警報が発表されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、荒天下の運天港内に錨泊中、台風の通過により西からの風力11の風を受けて圧流されたため、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、荒天下の運天港内で錨泊中、台風の通過により西からの風力11の風を受けて圧流されたため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	